

## 新潟県保健体育費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、保健体育・スポーツの振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める保健体育団体等が行う保健体育の振興に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。
- (11) 別表 B-10 のうち未来を育む地域クラブ共創プロジェクト事業については、公費負担を軽減しつつ持続可能な収支構造を構築するための新たな財源確保

の取組又は産官学連携の取組を推進すること。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(交付決定の通知)

第5 知事は、前条の規定による補助金交付申請書が補助事業者から提出されたときは、審査の上、交付決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更の承認申請)

第6 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を別記第5号様式による事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日以内とし、別記第6号様式による交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(経費の効率的使用等)

第11 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(状況報告及び調査)

第12 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別記第7号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第8号様式の1のとおりとする。ただし、別表B-10のうち未来を育む地域クラブ共創プロジェクト事業については別記第8号様式の2のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合）には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書を提出しなければならない。

4 第4第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

5 第4第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 5 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式による額の確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

第 15 補助金の支払は、原則として前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは別記第 11 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消等）

第 16 知事は、第 7 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれに基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

#### （財産の管理等）

第 17 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取

得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者が納付があった場合は、その納付額について県に納付させることがある。

#### (取得財産の処分の制限)

第 18 規則第 19 条第 4 号に規定する財産は、事業により取得した価格が 1 件 500 千円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別記第 12 号様式による財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

#### (補助金の経理)

第 19 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### (補助金調書)

第 20 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記第 13 号様式による調書を作成しておかなければならない。

#### (雑則)

第 21 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 10 月 30 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

##### (1) 新潟県保健体育団体研修事業補助金交付要綱

- 2 改正後の要綱は平成 28 年 8 月 31 日から実施する。
- 3 改正後の要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和2年7月3日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和3年3月31日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和5年2月7日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 改正後の要綱は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。
- 4 第20条については、別表B-10に適用する。